

新規就農者の確保と定着について

令和 4 年 2 月
農林水産省 経営局

新規就農者をめぐる状況

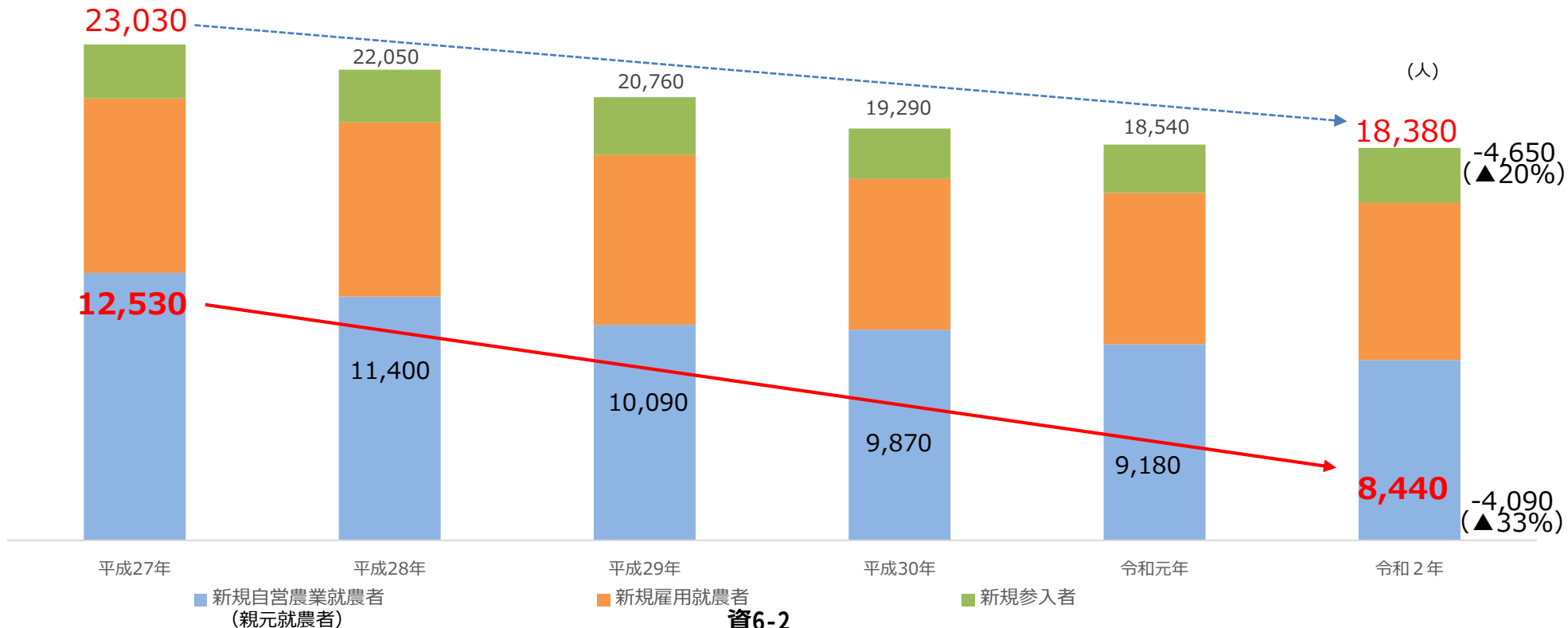
<現状の課題>

- ・ 5年間で基幹的農業従事者は23%減少
49歳以下の新規就農者も減少傾向であり、特に親元就農者が減少

【基幹的農業従事者数の推移】



【49歳以下の新規就農者数の推移】



＜対策のポイント＞

農業への人材の一層の呼び込みと定着を図るため、**経営発展のための機械・施設等の導入**を地方と連携して親元就農も含めて支援するとともに、伴走機関等による**研修向け農場の整備**、**新規就農者への技術サポート**、**職業としての農業の魅力の発信**等の取組を支援します。また、**就農に向けた研修資金**、**経営開始資金**、**雇用就農の促進のための資金の交付**、農業大学校・農業高校等における**農業教育の高度化**等の取組を支援します。

＜事業目標＞

40代以下の農業従事者の拡大（40万人〔令和5年まで〕）

＜事業の内容＞

1. 経営発展への支援

就農後の経営発展のために、県が**機械・施設等の導入**を支援する場合、県支援分の2倍を国が支援します。

2. 資金面の支援

- ① **新たに経営を開始する者**に対して、資金を助成します。
- ② **研修期間中の研修生**に対して、資金を助成します。
- ③ **雇用元の農業法人等**に対して、資金を助成します。

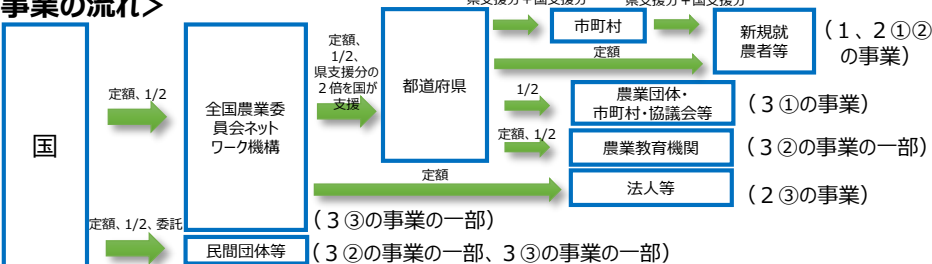
3. サポート体制の充実・人材の呼び込みへの支援

- ① 農業団体等の伴走機関が行う実践的な**研修農場の整備**、地域における**就農相談員**の設置、**先輩農業者等**による新規就農者への技術面等のサポートを支援します。
- ② 農業大学校・農業高校等における**農業教育の高度化**を支援します。
- ③ 農業就業体験、就農相談会の開催等による**多様な人材の確保**を支援します。

（令和3年度補正予算）**新規就農者確保緊急対策**

就農準備を支援する資金の交付、農業法人等での実践研修等を支援します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

1. 経営発展への支援

経営発展支援事業※1

（機械・施設、家畜導入、果樹・茶改植、リース料等が対象）
対象者：認定新規就農者※2（就農時49歳以下）
支援額：補助対象事業費上限1,000万円（2①の交付対象者は上限500万円）
補助率：県支援分の2倍を国が支援（国の補助上限1/2 〈例〉国1/2,県1/4,本人1/4）



2. 資金面の支援

① **経営開始資金**※3

対象者：認定新規就農者※4（就農時49歳以下）
支援額：12.5万円/月（150万円/年）※5
×最長3年間
補助率：国10/10

② **就農準備資金**※3

対象者：研修期間中の研修生（就農時49歳以下）
支援額：12.5万円/月（150万円/年）※5
×最長2年間
補助率：国10/10

③ **雇用就農資金**

対象者：49歳以下の就農希望者を新たに雇用する農業法人等、雇用して技術を習得させる機関
支援額：最大60万円/年×最長4年間
補助率：国10/10

3. サポート体制の充実・人材の呼び込みへの支援

① **サポート体制構築事業**※1

- ・農業団体等の伴走機関が行う研修農場の機械・施設の導入等を支援
- ・就農相談員：資金・生活面等の相談
- ・先輩農業者等：技術・販路確保等の指導

② **農業教育高度化事業**

- ・農業大学校、農業高校等における農業機械・設備等の導入
- ・国際的な人材育成に向けた海外研修
- ・スマート農業、環境配慮型農業等のカリキュラム強化
- ・出前授業の実施、リカレント教育の充実等

③ **農業人材確保推進事業**

インターンシップ、新・農業人フェアの実施等

※1 取組計画に応じた事業採択方式
※2 新規参入者、親元就農者（親の経営に従事してから5年以内に継承した者）が対象
※3 前年の世帯所得が原則600万円未満の者を対象
※4 新規参入者、親元就農者（親の経営に従事してから5年以内に継承した者）のうち新規作物の導入等リスクのある取組を行う者が対象
※5 支払方法は、月ごと等、選択制

新規就農者育成総合対策のうち農業教育高度化事業

1. 全国段階の取組支援

先進的かつ時勢に適応した農業知識（スマート農業、環境配慮型農業等）に関する**オンライン講座の提供**、研修教育機関の**指導者向け研修**、各地域で農業を学ぶ**学生の交流・能力向上に向けたオンライン研修の実施等**を支援します。

2. 地域段階の取組支援

地域の担い手育成の課題等を踏まえ、**各都道府県ごと**に目指すべき農業教育の全体像を明確にした**農業教育高度化プラン**を作成。

プランの実現に向けた、**農業大学校・農業高校等の農業教育機関における農業教育の高度化、充実のための取組**を支援します。

〔事業メニュー〕

- ・スマート農業、環境配慮型農業等の**教育カリキュラムの強化**
 - ・国際的な人材育成等に向けた**海外研修**
 - ・出前授業などの**若者の就農意欲を喚起するための活動**
 - ・社会人への**リカレント教育の充実**
 - ・**研修用機械・設備の導入**による研修環境の改善
 - ・**LAN環境の整備、eラーニング導入**等学びやすい環境の整備 等
- ※ 県域を越えて実施する研修教育については、「1. 全国段階の取組支援」において支援します。

全国段階

オンライン講座



オンライン講座のコンテンツ作成・提供



指導者向け研修や学生向け研修の実施



県域を越えた農業研修の実施

地域段階

都道府県が農業教育での必要な取組を明確化した計画（農業教育高度化プラン）を作成

〇〇県農業教育高度化プラン

1. 地域の課題
2. 農業教育の目的
3. 目標
4. 農業教育機関の役割分担・重点教育機関
5. 農業教育の高度化に必要な取組
 - ・スマート農業カリキュラム強化
 - ・高校への出前授業
 - ・LAN環境の整備



スマート農業のカリキュラム強化



高校への出前授業



LAN環境の整備

都道府県の実情に応じた農業教育の高度化